

《市民の皆様へ》

「天草市住宅リフォーム助成事業」のご案内

お家をリフォームする際の助成金があります。

天草市では、市民の方が市内の施工業者に依頼し、現在お住まい、または居住予定のご本人もしくは親族の方が所有する住宅のリフォームを行う場合に施工費用（税抜）の2割（上限20万円）を商品券で助成することで、地域経済の活性化を図っています！



対象になる住宅は？

【次の要件を全て満たす場合に対象となります。】

- 申請者ご本人または生計が同じ親族が天草市内に所有し、申請者が現在お住まいの住宅（リフォーム完了後1年以内に申請者が居住予定の住宅を含みます）
- 専用住宅、店舗等併用住宅または分譲マンションなどの居住専有部分
- 賃貸契約ではない住宅

申請できる人は？

- 対象住宅の所在地に住民票がある方、もしくは工事完了後1年以内に対象住宅に住民票を移すことを確約できる方
- 世帯全員に市税の滞納がない方
- 申請のリフォームについて、市の他制度による補助金等を受けていない方
- 過去にこの事業による助成を受けていない方
- 対象住宅を賃貸・売買、貸出の目的で利用しない方

どんな工事が対象になるの？

修繕、補強、増築などの工事費用が税抜きで10万円以上のものが対象です。対象になる工事、ならない工事がありませんので、対象工事一覧表（別表）をご確認ください。

同一住宅でこの助成が受けられるのは1回のみです。詳細は産業政策課にお問合わせください。

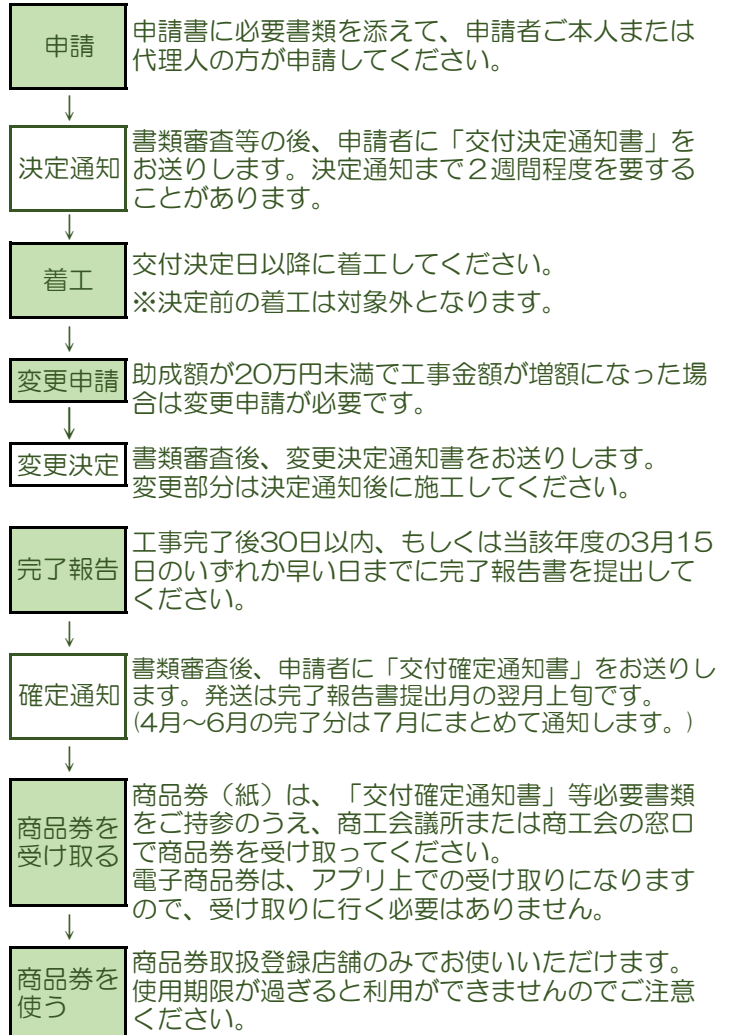
申請書はどこでもらえるの？

産業政策課または各支所担当課の窓口でお受け取りいただくか、天草市ホームページより様式をダウンロードしてください。

施工業者って決まってるの？

天草市内に本社、支店、営業所があり、天草市内において施工体制がある会社または個人事業者です。天草市外の事業者には依頼される場合は対象になりません。

申請から商品券使用までの流れ



助成金（商品券）について

- 助成金は商品券（紙又は電子）でお渡しします。対象住宅が所在する商工会議所や商工会管内の登録店舗のみでお使いいただける地域限定券と市内全域でお使いいただける共通券があり、半分ずつ交付します。
- 商品券（紙）は1枚あたり千円でお釣りは出ません。電子商品券は1円単位で使用できます。
- 商品券の使用期限は、発行日から5カ月後の月末です。

天草市 リフォーム



詳細は天草市ホームページをご確認ください。

URL : <http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>

【リフォーム全般に関するお問合せ先】

天草市役所 産業政策課（本庁舎2階18番窓口） ☎32-6786 及び各支所担当課

【商品券及び登録店舗に関するお問合せ先】

本渡商工会議所 ☎23-2001 牛深商工会議所 ☎73-3141 天草市商工会 ☎23-2020

（令和4年度）

天草市住宅リフォーム助成事業 対象工事一覧表

(別表)

対象工事 ※当該工事に要する経費が10万円以上のものを対象とします。

工事区分	工事等内容	備考
外部工事	外装 屋根のふき替え、防水、塗装、その他の屋根工事 外壁の張替、塗装、その他の外装工事	店舗併用住宅または賃貸部分を含む場合は、一部対象外の場合有
	樋 雨樋の取替、その他の樋工事	
	構造物 対象住宅に付随する構造物の工事	ベランダ、バルコニー、ウッドデッキ、外付け階段等、住宅と一体になっているもの
	建具 サッシ及びガラスや網戸の取付け・取替、その他の建具工事	
内部工事	内装 床材、壁材及び天井材の張替、その他の内装工事又はタイル工事 床材、壁材及び天井材の塗装、その他の塗装工事又は左官工事	
	畳 畳の入替、表替え、その他の畳工事	
	建具 ドアの取替、襖・障子の取替、その他の建具工事	※一部部品交換等のみ簡易な建具工事は対象外
	その他 手すり設置、段差解消工事	介護保険居宅介護住宅改修（高齢者支援課）の補助を受けない場合は対象
住宅設備工事	浴室 ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴室工事	
	給湯器 給湯設備（電気温水器、太陽熱温水器等）の設置	灯油ボイラーから高効率給湯器（エコ）への更新など高効率になる場合は対象
	キッチン システムキッチンの取替・設置 ガスコンロ及びIHヒーターの設置（ビルトイン型のみ対象） 換気扇からレンジフードへの取替、その他の厨房工事	※その他の部分的な取替や同等機器の取替のみの場合は対象外
	トイレ トイレの新設 便器便座の購入及び設置費用（機能が向上している場合）	介護保険居宅介護住宅改修（高齢者支援課）の補助を受けない場合は対象 ※同等設備の取替の場合は、設備費以外で10万円以上の大工事等の施工費があれば対象
	洗面台 洗面台の新設	
	配管 給水管、排水管及びガス管の取替、その他の配管工事	※トイレ、台所、風呂等の改修に伴うものは対象 配管のみの場合は対象外
	電気 配線、スイッチ、コンセントの設置、埋込型の照明器具の設置、冷暖房設備（埋込型）、床下換気扇、その他の電気設備工事	
	その他工事等	解体 構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事等対象工事に関連して行う解体工事
構造 基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震等補強工事		
運搬費 リフォームに使用する機材等の運搬費		
増築 居住空間とみなされる部分の増築工事		
その他 天井・壁に設置する物干金具、カーテンレール、ブラインド		関係個所の工事をする場合に対象

対象外工事

工事区分	工事等内容	備考
住宅外	外構 外構工事（建物本体以外の外部廻りの工事）	舗装、排水、門、塀、造園植栽工事等
	物置 車庫、物置、倉庫の工事	居住空間としてみなされないもの
他補助金	浄化槽 浄化槽に関する工事	浄化槽設置整備事業申請窓口は下水道課 下水道課の補助を受けない場合は対象
	太陽光 太陽光発電パネル・蓄電池	太陽光発電パネル及び蓄電池の申請窓口は市民環境課
	その他 手すり設置、段差解消、扉取替、便器取替工事	介護保険居宅介護住宅改修の窓口は高齢者支援課 高齢者支援課（介護保険）の補助を受けない場合は対象
機器等	設置工事が不要な電気製品等 埋込型ではない照明器具（電気工事を伴わないもの） 冷暖房機器（壁掛け型及び電気工事を伴わないもの） 机、椅子、タンス、ソファ、食器棚等 電話、インターネット、テレビアンテナ等の設置 インターフォン、火災報知器、防犯カメラ・ライトの設置 カーテン類、タオル掛け、ペーパーホルダー	簡易的（取替、取外し、設置）なものやリフォームに直接関連がないもの
その他	その他 ・新築工事 ・他の補助金の交付を受ける工事 ・対象工事と関係のない建物等の解体工事 ・広告塔や広告看板等に関する工事	・排水管清掃、ハウスクリーニング等 ・施工業者用の仮設トイレ ・宿泊費用
	シロアリ 処分 手数料	シロアリ駆除等の薬剤散布や塗布のみの場合（増改築箇所の予防対策は対象） 対象工事に伴う廃材の運搬・処分費 各種申請の手数料

※省エネルギー、CO² 排出量削減、高断熱、高効率設備、UD化等による住宅性能向上を推奨します。

※その他、この表に表示がないものは個別審査により決定します。